

確定申告はお早めに

税務収納課
☎66・1116

今年も所得税、市県民税の申告時期がやってきました。
期限内に忘れずに申告をお願いします。

申告期限は3月17日です。

所得税

豊橋税務署 ☎0532・52・6201

申告・相談はこちら

■申告相談など

ところ 豊橋税務署（豊橋市大
国町11）

とき 2月17日（月）～3月17日
（月）（土・日曜日を除く）

午前9時～午後5時

※午後4時までにお越しください
くようお願いいたします。

※2月23日（日）、3月2日（日）は相談を受け付けますが、混雑が予想されます。

※確定申告書は、2月上旬に豊橋税務署から送付します。ただし昨年、パソコンを利用して確定申告書を出した人は、申告書が送付されません。
※駐車場に限りがあるため、公共交通機関をご利用ください。

■事前相談会

ところ 豊橋税務署（豊橋市大
国町11）

とき 2月3日（月）～2月14日
（金）（土・日曜日、祝日を除く）

午前9時～正午・午後1時～5時
※午後4時までにお越しください
くようお願いいたします。

対象者

●年金受給者の方で還付申告をする方

●給与所得者の方で金融機関などから借入をして新築または中古住宅を取得された方など
※申告書を作成して提出するのとができます。添付書類など詳細は、税務署におたずねください。

※駐車場に限りがあるため、公共交通機関をご利用ください。

■税理士による無料相談所

ところ

市民体育センター 大会議室
とき 2月17日（月）～3月4日
（火）（土・日曜日を除く）

午前9時30分～正午・午後1時～4時（受付は3時30分まで）
▼相談できる内容は以下の内容になります。

- ①平成24年分の所得金額が300万円以下の方
- ②平成25年分の消費税の基準期間（平成23年分）の課税売上高が3千万円以下の方で、かつ①に該当する方
- ③給与所得者および年金受給者の方

※事業所得・不動産所得の申告も可能ですが、決算書または収支内訳書を作成してからお越しください。

※次の内容は無料相談所ではお受けできません。相談したい

場合は豊橋税務署までお願いします。

・譲渡所得、山林所得、申告分離選択の配当を確定申告する方

・贈与税の申告をする方

所得税が還付される方

確定申告をする必要がない方も、次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。
・多額の医療費を支払った場合
・年の途中で退職し、再就職していない場合 など

